

病院・有床診療所などの消防用設備等の設置基準が拡大されました!



平成25年に発生した福岡市の診療所火災では、多くの死傷者が発生したことから、消防法施行令(昭和36年政令第37号)が改正されました。

この改正により、病院や患者を入院させる診療所等に「消火器」、「自動火災報知設備」、「スプリンクラー設備」などが原則として、延べ面積に関係なく設置しなければならなくなりました。

なお、現在ある建物や新築中などのものは、消火器以外の消防用設備等は、その設置を一定期間猶予される経過措置が設けられています。

(※特に、スプリンクラー設備の設置基準は複雑です。その概要や各消防用設備等の経過措置等については裏面を御覧ください。)

次の消防用設備等の設置基準が大きく改正されました。

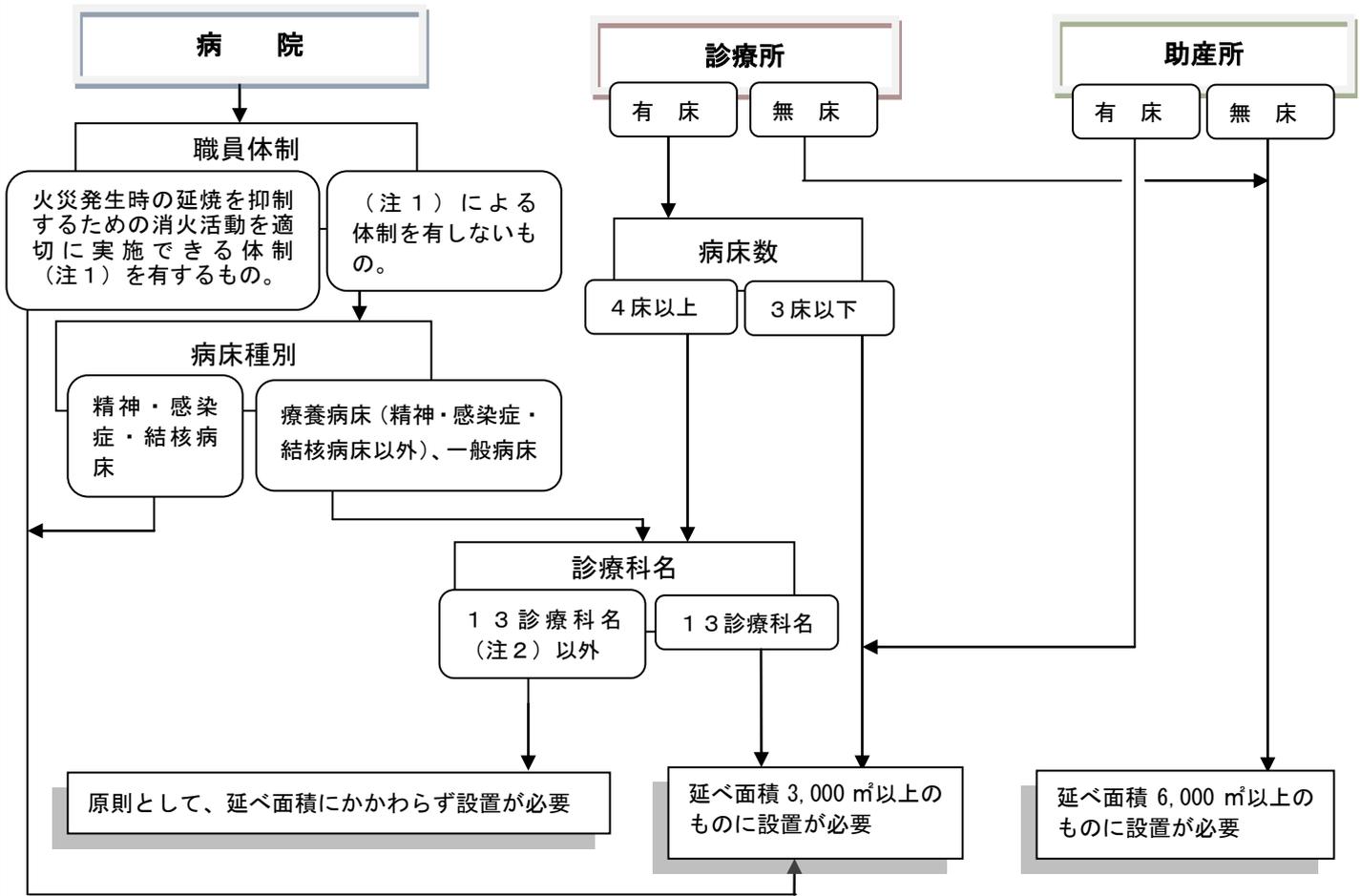
- **消火器** (施行日:平成28年4月1日)
全ての病院・有床診療所等は、延べ面積にかかわらず、設置が必要となります。
- **自動火災報知設備** (施行日:平成27年4月1日、経過措置:平成30年3月31日)
全ての病院・有床診療所等は、延べ面積にかかわらず、設置が必要となります。
- **スプリンクラー設備** (施行日:平成28年4月1日、経過措置:平成37年6月30日)
次のア又はイに該当する病院・有床診療所等は、延べ面積にかかわらず、設置が必要となります。
 - ア 病院(病床数が20床以上)
 - ① 内科・整形外科・リハビリテーション科及びこれらの名称を有するもの。
 - ② 医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床、同項第5号に規定する一般病床を有するもの。
 - イ 診療所(病床数が19床以下)
 - ① 内科・整形外科・リハビリテーション科及びこれらの名称を有するもの。
 - ② 4人以上の有床診療所
 - ウ その他の病院・有床診療所等で、延べ面積3,000㎡以上のもの。(平屋建て以外のもの。)
- **屋内消火栓設備** (施行日:平成28年4月1日、経過措置:平成37年6月30日)
病院・有床診療所等は、耐火構造、準耐火構造であっても、原則、延べ面積1,000㎡以上のものは、設置が必要となります。
- **消防機関に通報する火災報知設備**
(施行日:平成28年4月1日、経過措置:平成31年3月31日)
全ての病院・有床診療所等は、延べ面積にかかわらず、設置が必要となります。
また、上記スプリンクラー設備のア及びイに掲げる施設については、自動火災報知設備の作動により、連動して起動することも必要です。

詳しくは所轄消防署予防課へお問い合わせください。

中 消 防 署	082-541-2700	安 佐 南 消 防 署	082-877-4101
東 消 防 署	082-263-8401	安 佐 北 消 防 署	082-814-4795
南 消 防 署	082-261-5181	安 芸 消 防 署	082-822-4349
西 消 防 署	082-232-0381	佐 伯 消 防 署	082-921-2235

※ お問い合わせは、土曜日、日曜日、祝祭日を除く日の8時30分から17時15分の間にお願いします。

1 スプリンクラー設備の設置基準に係る概要フロー（病院・診療所等）



注1：次のいずれにも該当する体制を有すること。

ア 勤務させる医師、看護師、事務職員その他の職員の数が、病床数26床以下のときは2名、26床を超えるときは2名に13床を増すごとに1名を加えた数を常に下回らない体制

イ 勤務させる医師、看護師、事務職員その他の職員（宿直勤務を行わせるものを除く。）の数が、病床数60床以下のときは2名、60床を超えるときは2名に60床を増すごとに2名を加えた数を常に下回らない体制

注2：皮膚科・歯科・肛門外科・乳腺外科・形成外科・美容外科・小児科・泌尿器科・産婦人科・眼科・耳鼻いんこう科・産科・婦人科の13診療科

2 施行日・経過措置について

凡例：設置義務：→
経過措置：⋯→

